

【耐震診断補助金】手続きの流れ

〔耐震診断技術者が決まっている方〕

※交付申請は11月30日まで ※完了報告は2月末まで（最終期限）

※補助金の交付決定前に契約、着手されたものは、補助金の交付はできませんのでご注意ください。

①事前相談 ○昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた町内の民間建築物
（長屋住宅及び共同住宅、併用住宅（いずれも混構造を含む。）に該当するもの
○対象建築物の所有者

②補助金交付申請書の提出（様式第1号） 必要書類を添えて交付申請書を提出してください

約1週間

・補助金交付決定通知書の送付（様式第4号、様式第8号同封）

③診断の実施 交付決定通知書が届きましたら、診断技術者と調整し、契約・着手に取り掛かってください。

④着手届の提出（様式第4号） 診断が始まりましたら、着手届を提出してください。

⑤耐震診断報告書の提出（様式第8号）
耐震診断の完了後、できるだけ速やかに必要書類を添えて報告書を提出してください。

約1週間

補助金交付額確定通知書の送付（様式第10号同封）

⑥補助金請求書の提出（様式第10号）
交付額確定通知書が届きましたら、必要事項を記入、押印のうえ請求書を提出してください。

通知文書の送付

⑦補助金のお支払い